

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

北海道 芦別市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 新城地域

ア 現況

本地域は、本市の最北に位置し、イルムケップ山麓の急傾斜地域で、恵まれた水資源を活用しながら、棚田等における稲作経営と畑作経営が行われている。さらに、特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいため、これを補正する取組を行うことが必要である。また、従来から丘陵地帯の景観を保全する取り組みを行っており、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要である。

イ 目標

現況を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び同項第2号に掲げる事業を推進し、多面的機能を支える活動や、地域資源の質的向上を図る活動を行うとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式を普及することで多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

(2) 黄金地域

ア 現況

本地域は、本市の中北部に位置し、恵まれた水資源を活用しながら、傾斜地における水田を主として畑作、酪農経営が行われている。さらに、特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいため、これを補正する取組を行うことが必要である。また、農業の多面的機能を発揮させるには、これらの生産体制を継続するための地域資源の維持、向上と地域における環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

イ 目標

現況を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び同項第2号に掲げる事業を推進し、多面的機能を支える活動や、地域資源の質的向上を図る活動を行うとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮し

た農業生産方式を普及することで多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

(3) 常磐・福住地域

ア 現況

本地域は、本市の中西部に位置し、基盤整備事業の実施により用排水路が整備され、水稻を中心とした経営が行われていることから、土地改良区と連携して、これらの生産体制を継続するための地域資源の維持、向上及び、当該地域は中山間地域である本市において比較的平坦なほ場が多いが、一部山際の地区では傾斜地があり、平場との生産条件格差が大きいことから、これを補正する取り組みを行うことが必要である。併せて、農業が持つ多面的な機能が発揮されるように、地域における環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

イ 目標

現況を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び同項第2号に掲げる事業を推進し、多面的機能を支える活動や、地域資源の質的向上を図る活動を行うとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式を普及することで多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

(4) 旭地域

ア 現況

本地域は、本市中央部に位置し、山間部の沢伝いにある農地で、水稻を中心にそば、南瓜などが作付されている。さらに、特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取り組みを行うことが必要である。また、農業の多面的機能を発揮させるには、これらの生産体制を継続するための地域資源の維持、向上と地域における環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

イ 目標

現況を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び同項第2号に掲げる事業を推進し、多面的機能を支える活動や、地域資源の質的向上を図る活動を行うとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式を普及することで多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

(5) 上芦別地域

ア 現況

本地域は、本市中東部に位置し、中央を国道38号線が通り、市街地が形成されている。空知川兩岸の農地を中心に、河川等の水利を利用しながら一部傾斜地では水稻、野菜、果樹を生産しており、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取り組みを行うことが必要である。また、農業の多面的機能を発揮させるには、これらの生産体制を継続するための地域資源の維持、

向上が必要となっている。

イ 目標

現況を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び同項第2号に掲げる事業を推進し、多面的機能を支える活動や、地域資源の質的向上を図る活動を行うことで多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

(6) 川岸・青木沢地域

ア 現況

本地域は、本市最南部に位置し、特定農山村地域に指定されており、山間部に水田、畑が切り拓かれ、芦別川の水資源を活用し水稲、そば、野菜が作付されているが、有害鳥獣被害が多く、日照時間が短いなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取り組みを行うことが必要である。

イ 目標

現況を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進し、農業生産活動等の継続、多面的機能の確保を図ることとする

(7) 野花南地域

ア 現況

本地域は、本市東部に位置し、大半が基盤整備事業の実施により農業用ダムや用排水路が整備され、水稲を中心として、そば、野菜の経営が行われていることから、土地改良区と連携して、これらの生産体制を継続するための地域資源の維持、向上及び、傾斜地における水田について、平場との生産条件格差が大きいことから、これを補正する取り組みを行うことが必要である。併せて、農業が持つ多面的な機能が発揮されるように、地域における環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

イ 目標

現況を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び同項第2号に掲げる事業を推進し、多面的機能を支える活動や、地域資源の質的向上を図る活動を行うとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式を普及することで多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	新城区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	黄金区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

③	常磐・福住区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
④	旭区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
⑤	上芦別区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業
⑥	川岸・青木沢区域	法第3条第3項第2号に掲げる事業
⑦	野花南区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域（平成12年4月1日指定）

山村振興法に基づく振興山村地域（昭和47年2月3日指定）

特定農山村地域における農林漁業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に基づく特定農山村地域（平成5年9月28日指定）

特定農山村法等の指定地域：市内全域

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を

下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 市町村長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

緩傾斜農用地については、勾配が田で1 / 100以上1 / 20未満、畑、草地及び採草放牧地で8度以上15度未満の全てを対象とする。

(2) 集落協定の共通事項

特に定めない

(3) 対象者

認定農業者及び認定新規就農者に準ずるものとは、地域の実情に合わせて芦別市長が認定する者とする。

(4) その他必要な事項

特に定めない